

## 第 1 外部監査の概要

### 1. 1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

### 1. 2 外部監査のテーマ

#### 1. 2. 1 選定したテーマ

高速電車事業及び軌道整備事業について

#### 1. 2. 2 テーマの選定理由

札幌市交通局（以下「交通局」という。）は独立採算制度が採用されていることから、事業の採算性を重視する必要がある。他方、高速電車事業（地下鉄事業）と軌道整備事業は、札幌市における市民生活において重要な移動手段であり、その利便性、安全性は採算性と同じレベルで重視される。

そのため、多額の資金が必要なこともあり、企業債の発行、補助金の投入が必須である。しかし、そのためには計画性のある資産の運用、資金調達が必要であり、これがないなら、資金を無駄に消費する危険性がある。

高速電車事業は南北線の開業から 50 年以上が経ち、東西線もまもなく開業から 50 年が経とうとしている。施設の老朽化のため、今後安定的な資金の投入が必要となる。

軌道整備事業は平成 27 年に路線のループ化を実施し、令和 2 年度からは上下分離により、軌道整備事業の運営の在り方も大きく変化している。

以上のように高速電車事業、軌道整備事業の運営状況、財務状況等を現段階で把握することは市民にとって有益な情報になると考え、包括外部監査のテーマとした。

### 1. 3 外部監査の方法

#### 1. 3. 1 監査の要点

- (1) 札幌市の交通事業について、経済性、効率性及び有効性の観点から事業が実施されているかどうか。
- (2) 施設や備品等、資産が適切に財務諸表に反映され、かつ、管理が適切にされているかどうか。
- (3) 財務事務が法令及び規定等に従って適切になされているかどうか。
- (4) 事業に係る契約事務は、法令及び規定等に従って適切に行われているかどうか。
- (5) 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「(財) 振興公社」という。）の決算内容及び交通局との取引の妥当性

#### 1. 3. 2 監査手続

交通局及び(財) 振興公社から概要の報告を受けたうえで、必要と思われる資料（簿冊、電子データ等）を依頼した。その上で、これらの閲覧、照合、ヒアリングを実施した。

また、必要に応じて現地視察を行い、現地での簿冊閲覧、ヒアリングを実施した。

### 1. 3. 3 監査対象期間

原則として令和4年度の分の執行をベースとして、必要に応じその前後期間を追加した。

### 1. 3. 4 外部監査の実施日程

- (1) 令和5年5月29日～令和6年1月24日  
交通局各課、(財)振興公社に対して随時、簿冊の閲覧、ヒアリング等を実施
- (2) 令和5年10月5日 まちづくり政策局総合交通計画部 往査
- (3) 令和5年10月11日 東豊線大通駅 往査
- (4) 令和5年10月25日 東車両基地 往査
- (5) 令和5年12月4日 (財)振興公社 電車事業所 往査

### 1. 3. 5 外部監査人及び補助者の氏名及び資格等

外部監査人	大西 啓二	税理士・公認会計士
補助者	久保 英樹	税理士
同	佐藤 敦	弁護士
同	青沼 秀	税理士・公認会計士

### 1. 3. 6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査対象事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。